

にんようせい
妊孕性温存法の依頼書

1. 妊孕性温存法について

悪性腫瘍など(以下、原疾患)の治療として手術、化学療法、放射線療法などにより卵巣機能の低下が予想される場合に、妊孕性温存法(以下、本法)の施行が求められています。未受精卵子や受精卵、または卵巣組織を凍結保存する本法は、原疾患の副作用対策の一環としての医療行為と考えられています。本法の対象となるのは、本人の原疾患の治療実施に著しい不利益とならないと判断され、本人が希望される場合です。原疾患の治療中であっても、原疾患を治療する主治医により、本法が可能であると判断する場合も対象となります。

関西医科大学附属病院生殖医療センターにおいて未受精卵および受精卵の保存期限は 50 歳未満です。卵子を採取するまでに、約 2 週間(3~4 回通院)が必要となります。

また当センターにおいて卵巣組織凍結の実施は 41 歳以下、卵巣組織移植の実施は 18 歳以上 48 歳未満としています。卵巣組織凍結は開腹術あるいは腹腔鏡下手術により片側卵巣を摘出する必要があり、開腹術は約 1 週間、腹腔鏡下手術は 4 日間の入院が必要です。凍結した卵巣組織を移植する場合にも原疾患主治医からの文書による情報提供が必要です。

2. 本依頼書の目的

本法の実施にあたっては、原疾患の状態、予後など、本法を行うことが原疾患治療に影響を及ぼさないと判断されることを把握するため、本書をもって原疾患主治医から下記患者の妊孕性温存法の依頼とします。

記

患者氏名

生年月日

原疾患名:

原疾患主治医として本法(妊孕性温存)を実施できると判断します。 はい いいえ

コメント:

日付 年 月 日

病院名

診療科

医師名

印